

## 資料4 手続の実施の公表をしなかった案件（審議会予定以外）

平成24年度における市民参加手続を要する行政活動について、市民の声を活かす条例の解釈の誤りにより、市民参加手続に関する事項を公表しなかった案件は下記の1件です。

### **札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更について**

札幌圏都市計画地域冷暖房施設の変更については、都市計画法に基づく縦覧手続きを行った上で、市民の声を活かす条例第5条第2項の規定に基づき、市民参加手続を実施しない理由を公表することとしていましたが、同条例10条の適用により、都市計画法上の縦覧をもって市民参加手続を実施したことになるため、市民参加手続を実施しない理由を公表する必要はなく、当該縦覧の公表を協働推進・市民の声を聴く課で行うべきでした。

#### **・手続及び公表の状況**

- ・都市計画法上の縦覧は平成24年11月6日から平成24年11月20日までに実施済み。
- ・公表については、すべて協働推進・市民の声を聴く課で行わなければなりませんでした。広報いしかりへの掲載（担当課で11月広報に掲載）以外は、あい・ボード、情報公開コーナー（本庁舎1階）、ホームページで公表を行いませんでした。

#### **・公表しなかったことの影響**

今回の都市計画の変更内容は、熱供給事業を行っていた石狩サービス株がすでに平成23年10月に熱供給事業を廃止したことに伴う形式的な手続の意味合いが強く、また縦覧期間中に縦覧した者及び意見提出者はいないことから、公表漏れによる市民への影響は少ないと思われます。

## 資料5 やむを得ない理由により手続を行わなかった案件

平成 24 年度における市民参加手続を要する行政活動について、市民の声を活かす条例第 5 条第 2 項の規定により、やむを得ない理由により市民参加手続を行わなかった案件は下記の 1 件です。

### 東日本大震災の避難者に対する使用料等の減免について

#### ・市民参加手続を行わなかった理由

平成 23 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災では多くの方が被災され、本市へ避難をされてきた方もいます。市では、こうした避難者への経済的負担を軽減するため、下記の料金の減免を行いました。

市民の声を活かす条例では、金銭徴収の減免について定める規定を制定または改廃する場合には、市民参加手続を義務付けていますが、今回のケースでは避難者への迅速な支援を行う必要があったことから、やむを得ない理由があるものと判断して市民参加手続を行わなかったものです。

#### ・市が決定した内容 及び 担当課

減免を行った料金	減免の内容	担当課
放課後児童会の負担金	免除	児童館
認可保育所の保育料	免除	こども家庭課
へき地保育所の保育料・給食費	免除	こども家庭課
介護保険料及びサービス利用料	減免期間の延長	高齢者支援課
障がい者地域生活支援事業の負担金	免除	障がい支援課

#### ・上記の判断をした理由

今回の震災で避難を余儀なくされている方が円滑な避難生活を送ることが出来るようにするため。